

障害福祉分野における 人材確保・生産性向上について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の基本的な考え方

- 障害福祉における生産性向上とは、「支援者一人一人の力を引き出し、チームでその力を利用者に届けることで、新たな価値を生み出すこと」

支援者一人一人の力を引き出す



チームでその力を
利用者に届ける



新たな価値を
生み出すこと



当事者視点に立った
ケアの充実のための 生産性向上

障害福祉の仕事の魅力と
現場の持続可能性が向上

障害福祉を 未来へつなぐ

「障害福祉現場における生産性向上の基本的な考え方」

障害福祉現場における 生産性向上の基本的な考え方

当事者視点に立ったケアの充実のために



障害福祉現場の生産性向上に向けた調査研究事業 有識者会議

なぜ生産性向上が必要なのか（Why）

- 各法人・事業所がそれぞれの「あるべき姿」を実現し、全国の障害福祉現場での当事者視点に立った「ケアの充実」につなげていくために、生産性向上の推進が必要
- 障害福祉特有の多様性・個別性への配慮が必要である一方、当事者視点に立った「ケアの充実」が共通して重要
- 各法人・事業所がその特徴に応じた「現状」と「あるべき姿」を明らかにし、両者の間のギャップを埋めべく、テクノロジーの導入・活用を含む生産性向上の取組を推進

生産性向上とは何か（What）

- 障害福祉における生産性向上について、「支援者一人一人の力を引き出し、チームでその力を利用者に届けることで、新たな価値を生み出すこと」と定義
- 「生産性」の本質的な意味である、組織等が持っている力を引き出し、新しい価値を生み出すことに即しつつ、障害福祉分野の特性を踏まえて生産性向上の定義を整理

生産性向上をどのように進めるか（How）

- 生産性向上の取組が利用者や支援者などの「人」を大切にするプロセスであることを踏まえ、協調性・包摂性・共益性の3つの価値観を重視
- ①共感をつくる、②課題を「見える化」する、③解決策を考える、④試してみる、⑤振り返るという5つのステップで取組を提示

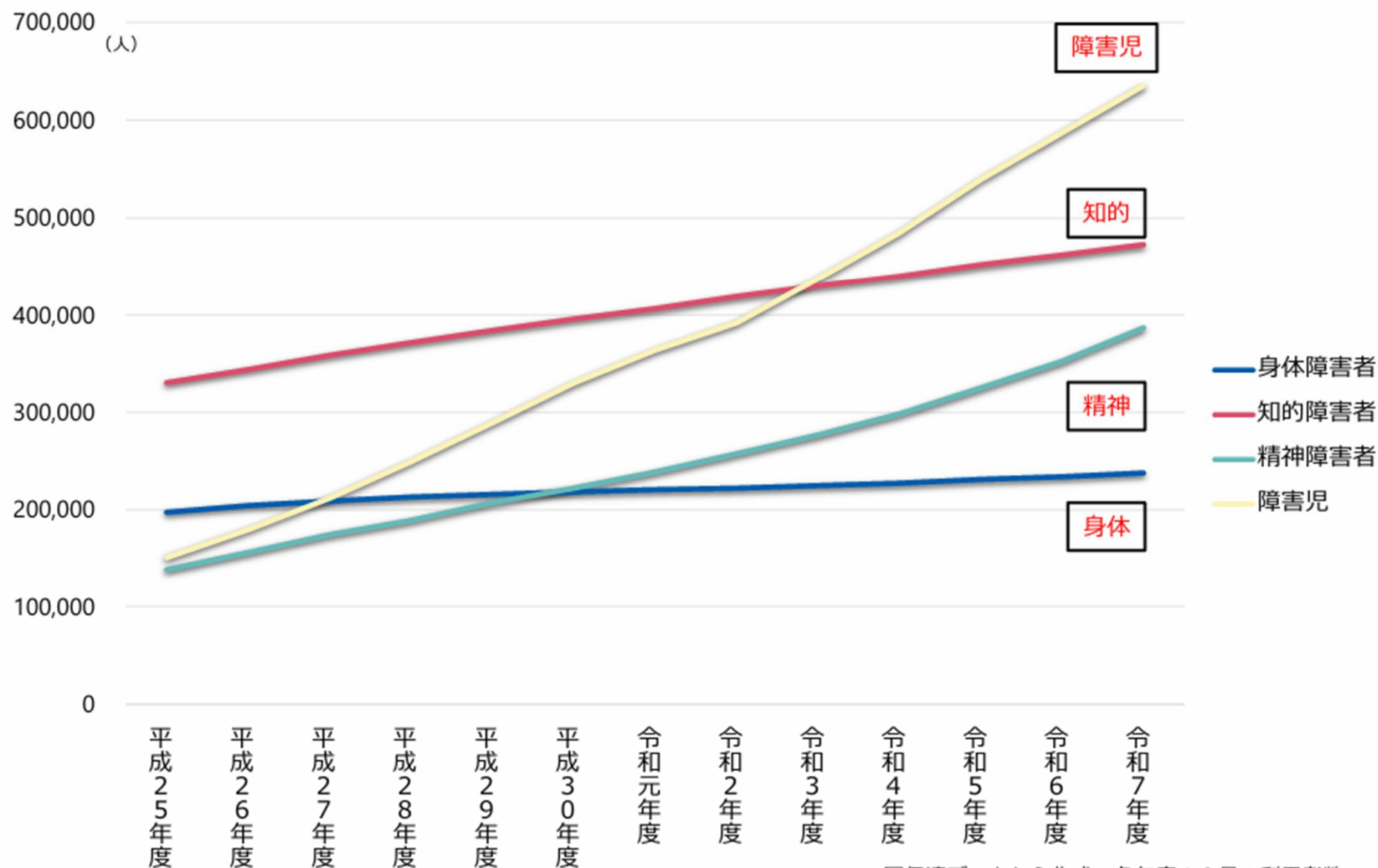
出典：令和7年度障害者総合福祉推進事業・障害者福祉現場の生産性向上に向けた調査研究事業
「障害福祉現場における生産性向上の基本的な考え方」



1.障害福祉現場における 人材確保・生産性向上の概況と取組

障害福祉サービス・障害児サービスの利用者数の推移

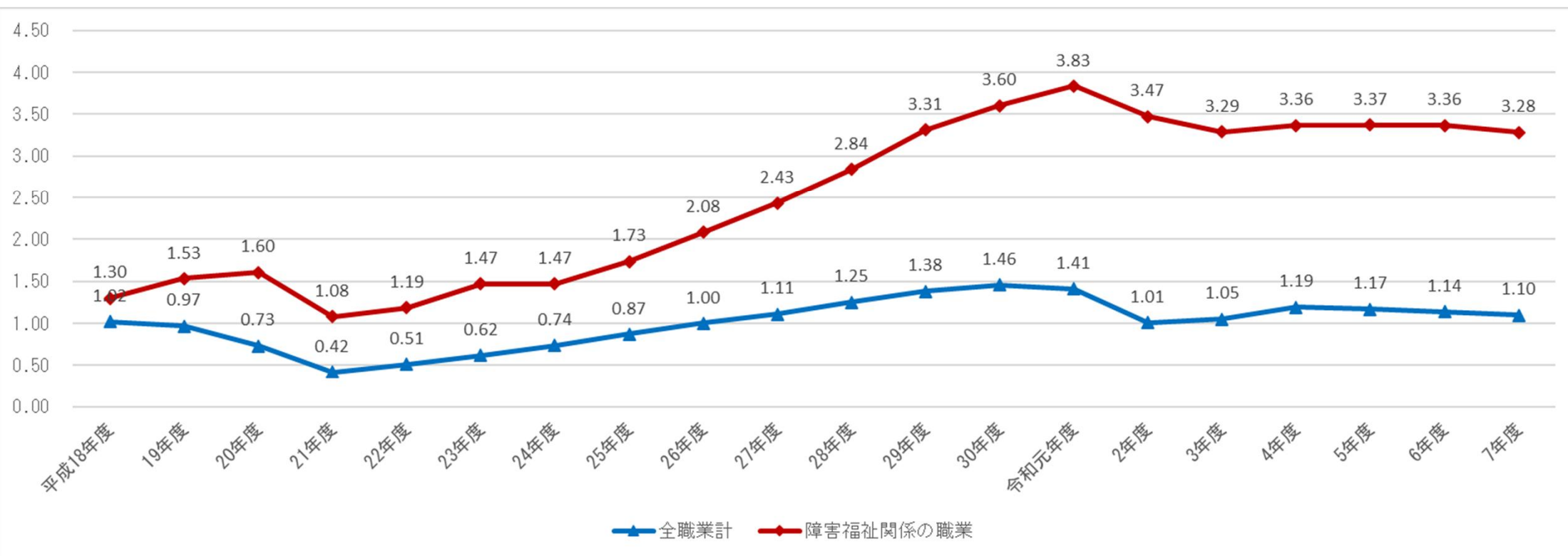
- 障害福祉サービス・障害児サービスの利用者数は増加傾向



※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。

障害福祉関係分野職種における労働市場の動向（有効求人倍率の動向）

- 障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は、全職種より高い水準で推移



【出典】厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1) 上記はパートタイムを含む常用の数値。常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
パートタイムとは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。

注2) 上記の数値は、新規学卒者及び新規学卒者求人を除いたものである。

注3) 「障害福祉関係の職業」は、2012年以前は「社会福祉専門の職業」の数値。2013年以降は、「社会福祉の専門的職業（保育士、福祉相談員等）」と「介護サービスの職業」を合計した数値。

障害福祉分野における生産性向上の経緯

令和6年度

省力化投資促進プランの

策定指示（令和7年1月17日）

- ・「省力化投資促進プランの策定と実行のための関係府省連絡会議」の設置
- ・政府において、障害福祉分野も含め、人手不足が深刻な業務における「省力化投資促進プラン」の策定指示

総理官邸での車座開催

（令和7年2月25日）

- ・総理官邸において、「医療・介護・障害福祉関係者との生産性向上等に関する車座」の開催
- ・医療・介護・障害福祉関係者を参集し、それぞれの現場における生産性向上や経営環境等について意見交換

令和7年度

骨太の方針2025策定、 新しい資本主義実行計画改訂、 省力化投資促進プラン策定

（令和7年6月13日）

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太の方針2025）及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」の閣議決定
- ・医療、介護とともに、障害福祉分野における生産性向上が明記
- ・「省力化投資促進プラン—障害福祉—」の策定、生産性向上に関するKPI設定

生産性向上関係の調査研究

（令和7年8月～）

- ・障害者総合福祉推進事業「障害福祉現場の生産性向上に向けた調査研究事業」において、「障害福祉現場における生産性向上の基本的な考え方」を作成

生産性向上関連事業の計上

（令和7年度補正予算）

- ・「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」において、「障害福祉現場における介護テクノロジー等 導入・活用マニュアル」を作成
- ・「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」、「障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業（都道府県等実施分）」及び「障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業（国実施分）」を、令和7年度補正予算に計上、令和8年度実施中

令和8年度

社会福祉法等の一部を改正する 法律等の成立

- ・省力化投資促進プランのKPIの達成に向けて、ICT活用や都道府県ワンストップ窓口の設置を推進
- ・人材確保・生産性向上等の取組の促進を国・都道府県の責務に位置づけ、障害福祉計画等の記載事項への追加、都道府県に関係者の連携を図る協議会の設置を義務化

省力化投資促進プラン（障害福祉）概要

（障害福祉分野関係）

1 実態把握の深堀

- 障害福祉分野でも、有効求人倍率が相対的に高い水準で推移しており、障害福祉サービス利用者数が増加する中で、人材確保が喫緊の課題
- 介護テクノロジーの導入促進、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等の取組により、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上を推進することが重要
- これまでに実施した調査研究事業等から、介護分野同様に、支援内容の記録業務等のICT化や見守り支援機器の活用が効果的と分析

2 多面的な促進策

- 見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算要件緩和（令和6年度報酬改定）、障害福祉分野における介護テクノロジー導入費用に対する補助、協働化等の支援（令和6年度補正予算）等
- 障害福祉の職場環境改善事例集の作成（令和5年度）等
- 令和7年度、障害福祉現場の生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を可視化するための調査研究を実施
- 障害福祉分野における手続負担の軽減を図る観点から、指定申請及び報酬請求関連文書について標準様式及び標準添付書類の使用を基本原則化（令和7年3月府省令等改正、令和8年4月施行）
- 標準様式等を用いた電子的な申請・届出を含め、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討

3 サポート体制の整備・周知広報

- 一部の自治体において障害福祉分野も対象としたワンストップ型窓口を設置しているが、今後、更なる窓口設置の促進に向けた取組を検討

4・5 目標、KPI、スケジュール

- ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加：32.3%（現状）→50%（2026年）→90%以上（2029年）
- 都道府県ワンストップ窓口設置数の増加：4（現状）→10以上（2026年）→47（2029年）等

省力化投資促進プラン（障害福祉）において策定したKPI

障害福祉分野における生産性向上の目標とKPI

4 目標とKPIの設定

- 介護ロボットやICTテクノロジーの活用等を通じて、障害福祉現場における業務効率化、職員の負担軽減、サービスの質向上を推進する。このため、介護分野における取組も参考に以下のとおりKPIを設定。2020年代に最低賃金1500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。
- なお、障害者の就労支援については、第7期障害福祉計画等に係る基本指針において、福祉施設から一般就労への移行者数に係る目標を設定している。（令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上）

障害福祉分野における生産性向上のKPI

分類	項目	現状	2026年 (令和8年)	2029年 (令和11年)
業務効率化	ICT活用等により業務量の削減を行う事業所の増加	32.3% (注1)	50%	90%以上
業務効率化	都道府県ワンストップ窓口設置数の増加	4 (注2)	10以上	47
職員の負担軽減	有給休暇が取得しやすい環境整備を行う事業所の割合の増加	80.9% (注3)	85%	95%以上
サービスの質	資格取得や専門性向上の支援を行う事業所の割合の増加	76.5% (注4)	85%	95%以上

(注1) 厚生労働省「令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」において「タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の削減」を実施している事業所の割合

(注2) 厚生労働省において把握しているもの

(注3) 厚生労働省「令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」において「有給休暇が取得しやすい環境の整備」を実施している事業所の割合

(注4) 厚生労働省「令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」において「働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する研修の受講支援等」を実施している事業所の割合

当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

間接業務の効率化

指定申請等の各種手続きや業務負担の軽減により、現場の書類作成等の間接業務を効率化し、利用者の支援に注力できる環境づくりが必要

<具体的な取組>

○ 標準様式等の使用の基本原則化

- ・ 指定申請関連文書、報酬請求関連文書の標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」）を作成・周知済み。
- ・ 令和6年度に、標準様式等の使用を基本原則化するための関係府省令等の改正を実施。令和8年4月施行（標準様式等の使用が可能な自治体には施行を待たずできる限り早期の活用を促進）

○ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化

- ・ 障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムや、業務管理体制データ管理システムも含め、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化に向けて、令和9年度中を目途に実現する方向で検討

○ テレワークの活用

直接処遇業務の負担軽減・質の向上

介護ロボットやICTの活用、小規模事業所の協働化等により、人材確保が難しい中でも、直接処遇業務の負担軽減や質の向上を図ることが必要。

<具体的な取組>

○ 見守り支援機器の活用促進

- （令和6年度障害福祉サービス等報酬改定）
- ・ 夜勤職員配置体制加算の要件を緩和

○ 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

- （令和6年度補正予算、令和7年度補正予算）

○ 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業

- （令和6年度補正予算、令和7年度補正予算）

○ 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業

- （令和6年度補正予算）
- ※令和7年度補正予算：障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業

○ 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業

- （令和6年度補正予算）
- ※令和7年度補正予算：福祉・介護職員等処遇改善緊急支援事業

○ 小規模事業所の協働化モデル事業

- （令和6年度補正予算）

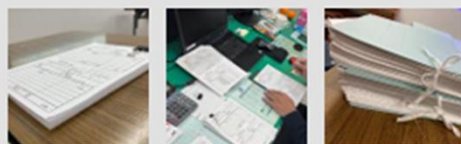
障害福祉現場における生産性向上の事例

支払伝票の押印作業

- ・毎月190枚（3拠点合算）の支払伝票に押印（押印箇所770箇所）していた。
- ・電子公印を作成し、システム内で書類確認と押印ができるようになり、ワンクリックで一括押印ができるようになった。
- ・現在は支払伝票のみだが、今後、電子決裁できる帳票を増やしていく予定。

Before

押印時間 90分/月
紙の枚数 190枚/月



1事業所分/月

ファイリングや
印刷もすべて削減

After

押印時間 10分/月
紙の枚数 0枚/月



マネジメント業務に充てる時間の増加

- ・業務の引き継ぎを行い、シフト担当者は2名体制となった。
- ・リーダーのシフト作成業務にかかる時間が削減したことで、マネジメント業務に従事できる時間の増加につながった。

Before

シフト作成業務に従事した時間
10時間/月（3か月平均）

After

シフト作成業務に従事した時間
4時間/月（3か月平均）

月6時間の削減をマネジメント業務へ
充当可能となった。

工賃計算

- ・これまで工賃計算は、複数のExcelファイルで対応しており、管理・入力・確認に手間がかかっていた。
- ・既存ソフトでは必要な処理に対応できないことが分かったため、就労Bについては、工賃計算が可能なソフトを新たに導入した。
- ・導入後は、現場入力→事務確認の流れが整い、転記・集計が減って業務フローが簡素化した。あわせて、日々の確認を丁寧に行う運用とした。

Before

職員の作業時間 4時間/月
事務員の作業時間 30分/週

業務フロー



After

職員の作業時間 10分/月
事務員の作業時間 0分/週

業務フロー



記録の作成作業

- ・これまで、面談時にとったメモを基に、面談で話した内容を思い出しながら記録を作成していた。
- ・面談時に録音した録音データを生成AIを活用し、文字起こしから要約を行った。
- ・話者の表情や身振りといった非言語情報を補う必要があるものの、時間の短縮につながった。

Before

面談記録の作成時間 30分/件



After

面談記録の作成時間 6.6分/件



「障害福祉現場における介護テクノロジー等導入・活用マニュアル」

障害福祉現場における
介護テクノロジー等
導入・活用マニュアル

「見える化」から始める
改善と定着のスタートライン



こちらの二次元コードから
アクセスできます。↓



テクノロジー導入・活用に求められる視点

- ・「障害福祉現場における生産性向上の基本的な考え方」を踏まえ、限られた時間の中で、本来大切にしたい支援にしっかり時間を使える状態をつくることを目指す
- ・現場の業務を見つめ直し、「何をするための時間を生み出したいのか」「どの負担を減らしたいのか」を明確にした上で、テクノロジーを適切な場面に位置づけることを重視

業務構造の分析を踏まえた整理の方法

- ・業務の「見える化」を通じて、時間の長短だけを見るのではなく、業務のバランス・流れ・偏り・背景にある考え方まで含めて捉え、課題を整理するための視点を提示
- ・課題に対応するテクノロジーを整理した上で、実際にテクノロジー導入・活用の判断を行う際のポイントを提示

「見える化」を起点とした改善と定着のプロセス

- ・各事業所が自らの業務を「見える化」を起点に改善を進め、振り返りながら次の行動につなげられている状態を目指す
- ・「時間削減」だけでなく、業務の偏り改善や情報共有の円滑化、支援の進めやすさといった観点を重視し、改善の取組を組織として継続的に進める仕組みを提示
- ・「障害福祉現場における生産性向上の基本的な考え方」の「5つのステップ」のうち、ステップ2～5（②課題を「見える化」する、③解決策を考える、④試してみる、⑤振り返る）を対象に具体的な業務改善活動を整理するとともに、取組事例を紹介

障害福祉現場における生産性向上の事例

解決策を考へ、試してみる ～ 取り組んだこと・工夫したこと ～

第4章

導入プロセスの工夫

導入目的の共有と環境整備の実施 他法人見学を通じた機器選定

- 職員会議で導入の目的(現場負担の軽減)を共有した上で、操作トレーニングやWi-Fi環境の整備を並行して進めた。
- 現場が無理なく使えるよう、導入前の準備を丁寧に行った。
- また、実際に機器を導入している他法人の見学を行い、現場での活用イメージを踏まえて機器を選定した。



導入したテクノロジー

リアルタイムで 記録・共有できる仕組みの導入

- スマートフォンや音声入力を活用し、支援の合間でもその場で記録ができるようにした。利用者から目を離せない場面でも、忘れないうちに記録する業務の進め方へと見直した。
- インカムを活用し、必要な情報をその場で共有できる環境を整えた。誰もが情報を受け取り、自分から発信できるようにした。



活用・定着の工夫

職員同士で記録を補い合う 仕組みの導入

- 手が離せない職員がインカムで共有した内容を、別の職員が代わりに入力する体制を整えた。



解決策を考へ、試してみる

第4章

導入プロセスの工夫

全員が使える環境を整え 実践を通じて操作に慣れた

- 導入当初はインカムの台数が不足しており、全体への情報共有が十分に機能していなかった。
- そこで、スタッフ全員分のインカムを整備し、全員が同じ環境で使えるようにした。
- 操作については、実際に音声入力での記録を行うなど、日常業務の中で試しながら習熟していく方法をとった。



導入したテクノロジー

音声入力とインカムで その場記録と情報共有を実現

- 重症心身障害児から目を離せない状況でも記録ができるよう、スマートフォンと音声入力を活用し、その場で記録を行う運用へ切り替えた。
- また、インカムを常時装着し、送迎後の慌ただしい時間帯でも、支援の手を止めずに申し送り事項を全員へ共有できる仕組みを整えた。



活用・定着の工夫

現場で教え合う工夫と音声履歴の 活用により活用を定着させた

- 音声入力を正確に認識させるための話し方のコツを職員同士で共有し、操作エラーによる負担を減らした。
- また、インカムの音声履歴を後から聞き返せるようにすることで、ミーティングや申し送りの内容を共有しやすくし、情報の伝え漏れを防ぐ仕組みを整えた。



振り返る ～ 取り組みによる成果と今後の課題・展望 ～

第3章

時間帯別 「記録・連絡調整」業務の平均所要時間推移

[単位: 分]

Before / 取り組みを始める前



時間帯別 「記録・連絡調整」業務の平均所要時間推移

[単位: 分]

After / 取り組みを始めた後



振り返る ～ 取り組みによる成果と今後の課題・展望 ～

第3章

時間帯別 「記録・連絡調整」業務の平均所要時間推移

[単位: 分]

Before / 取り組みを始める前



時間帯別 「記録・連絡調整」業務の平均所要時間推移

[単位: 分]

After / 取り組みを始めた後



令和8年度実施中の生産性向上関連主要施策

1 処遇改善加算の拡充

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せ措置を実施。

2 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

- 利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進。

3 障害福祉分野における人材確保・生産性向上普及・促進に関する調査等事業

- サポートセンター及び協議会の設置・運営に向けた都道府県に対する情報提供・伴走支援の実施、「障害福祉現場における生産性向上推進フォーラム」等の実施。

4 障害福祉分野における人材確保等計画・分析調査事業

- 障害福祉サービス等事業所への処遇改善加算の取得促進に向けた調査・分析、報酬改定に係るデータ分析、障害福祉分野の仕事の魅力に関する戦略的な広報の実施。

5 障害福祉分野における生産性向上ガイドライン策定等に向けた調査研究

- テクノロジーの導入実証を行ったうえで、「障害福祉分野における生産性向上ガイドライン（仮称）」を作成。

6 障害福祉分野における情報連携の円滑化及び手続負担軽減に関する調査研究事業（障害者総合福祉推進事業）

- 障害福祉分野における情報連携の円滑化を通じ、利用者・事業者・自治体のいずれにとっても負担軽減や利便性向上につながるようなモデルの検討・整理を行うとともに、手続負担軽減に関する更なる現状把握や今後の取組に向けた整理を進める。

7 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化

- 事業者の負担軽減及び公共サービスの効率化・利便性向上の観点から、①電子申請・届出機能、②事業所台帳管理機能、③業務管理体制データ管理機能を備える「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」を開発・構築。

生産性向上関連事業 令和7年度補正予算

施策名:ア 障害福祉分野における賃上げに対する支援

令和7年度補正予算額 439億円

※医療・介護等支援
パッケージ
障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3036)

① 施策の目的

- 障害福祉分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援(*)を実施。
- (※)処遇改善加算の対象サービスについては加算を取得し取組を推進する(又は見込み)事業者、対象外サービス(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象

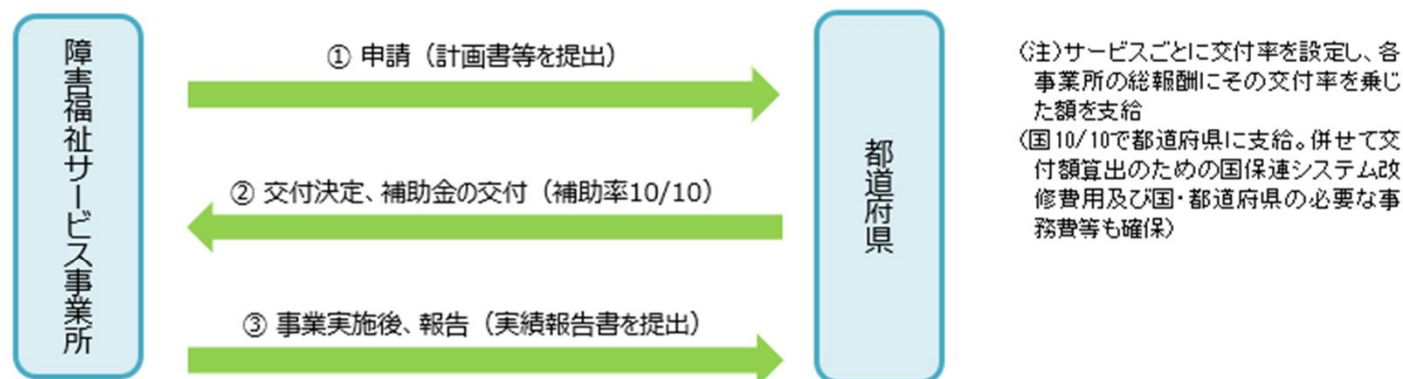
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 支給要件・金額

障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円

(2) 対象期間:令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 障害福祉分野の職員の賃上げ支援を実施することで、障害福祉サービス提供に必要な人材確保につながる。

生産性向上関連事業 令和7年度補正予算

こどもまんが
こども家庭庁

医療・介護等支援パッケージ（障害児支援分） （福祉・介護職員等処遇改善緊急支援事業）

支援局 障害児支援課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算額 183億円

事業の目的

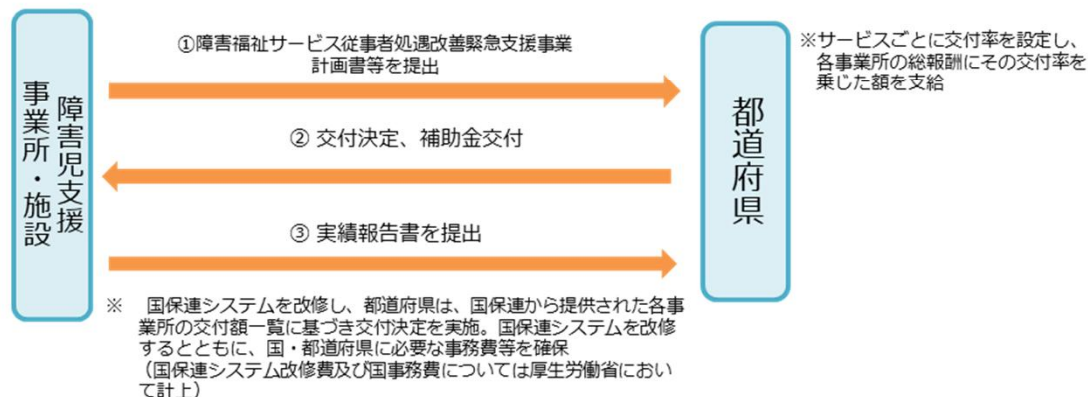
- 障害児支援分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況である。
- 障害児支援分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、処遇改善の支援を行う。

事業の概要

- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している障害児支援事業所・施設に対し、さらなる処遇改善に要する費用を補助する。

【補助対象】

- ・ 処遇改善加算の対象サービスについては、加算取得事業者
- ・ 処遇改善加算対象外サービス（障害児相談支援）については、処遇改善加算に準ずる要件を満たす（又は見込みの）事業者



実施主体等

【実施主体】 都道府県

【負担割合】 国10/10

【補助額】 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額（一人当たり月額1.0万円×6か月相当）

生産性向上関連事業 令和7年度補正予算

施策名:イ 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

令和7年度補正予算額 6.0億円

※医療・介護等支援
パッケージ

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3091、3092)

① 施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、ロボットやICT等のテクノロジーの導入に係る経費等を補助する。これにより、生み出した時間を身体介護等の業務に充て、障害福祉サービスの質の向上にも繋げていき、障害福祉現場の生産性向上を一層推進していく。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○介護ロボット

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

○ICT

①情報端末(タブレット端末など)、②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、
③AIカメラ等(防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ)、
④通信環境機器等(Wi-Fi、ルーターなど)、⑤保守経費等(クラウドサービスなど)

○介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

・介護ロボット・ICTを複数組み合わせる場合に必要経費
・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費

【導入支援の対象施設・事業所】

・障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所 他(介護ロボット)
・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所(ICT)

【補助率】

1. 施設等に対する導入支援:国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
2. 都道府県等による導入促進(体験会・研修会):国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

生産性向上関連事業 令和7年度補正予算

こどもまんなか
こども家庭庁

地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業

支援局 障害児支援課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算額 2.3億円

事業の目的

- 障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化推進事業を実施する。

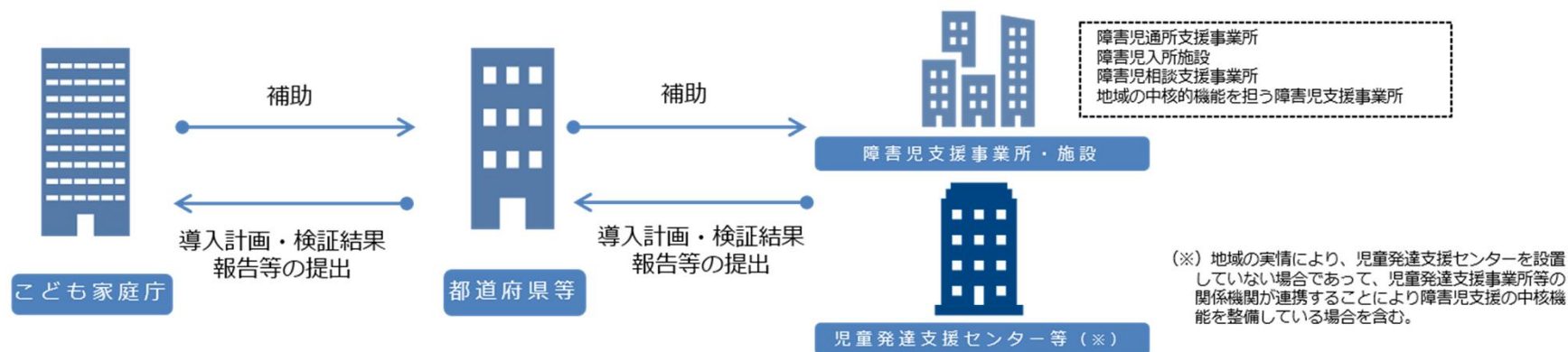
事業の概要

(1) 障害児支援分野のICT導入支援事業

- 一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるICT導入に係る経費を補助する。
- 本事業においては、事業開始前に事業所がICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

(2) 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

- 児童発達支援センター等が行う地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化のためのICT導入に要する費用を補助する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】 (A)事業所に対するICT導入支援 ((1)及び(2))

国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/4、事業者 1/4

(B)事業所に対する研修 ((1)のみ)

国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

【補助基準額】 (1)の(A) 1施設又は事業所当たり 1,000千円
(1)の(B) 1自治体当たり 272千円
(2)の(A) 児童発達支援センター等1箇所当たり 800千円

生産性向上関連事業 令和7年度補正予算

施策名:ウ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業(都道府県等実施分)

令和7年度補正予算額 5.6億円

※医療・介護等
支援パッケージ

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3036)

① 施策の目的

- 人材確保や生産性向上に関する業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制を整備する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 都道府県等が、事業所支援等を行うためのサポートセンターの設置等を行う場合に必要な事務費等を補助し、障害福祉サービス等事業所や市町村に対するワンストップ型の支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

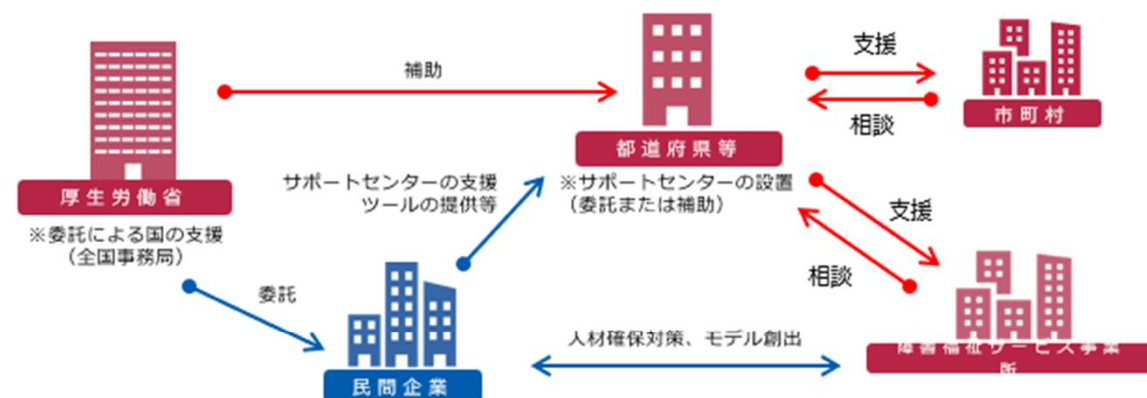
都道府県等が実施する
(1)人材確保支援(2)生産性向上支援(3)経営改善支援等に要する費用

補助率

国9/10、都道府県・指定都市・中核市1/10

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加(令和8年度:50%、令和11年度:90%以上)
都道府県ワンストップ窓口設置数の増加(令和8年度:10以上、令和11年度:全都道府県)

生産性向上関連事業 令和7年度補正予算

施策名:エ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業(国実施分)

令和7年度補正予算額 3.3億円

※医療・介護等
支援パッケージ

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3036)

① 施策の目的

- 人材確保や生産性向上に関する業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制を整備する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 人材確保や生産性向上等についての都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、全国レベルでの支援の実施や、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開を進める。

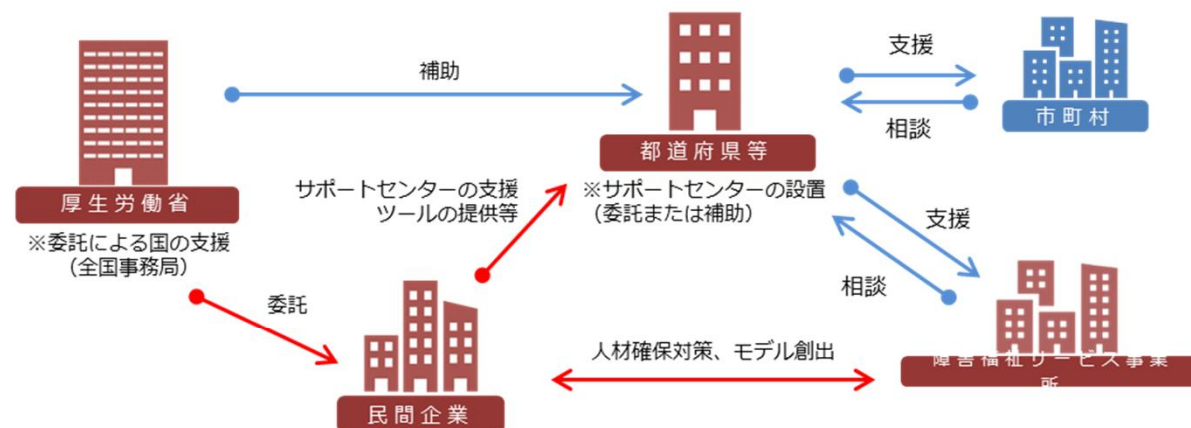
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象経費

- 都道府県等のサポートセンターへの支援
- 全国的な人材確保への支援
- 障害福祉分野における生産性向上のモデル創出に要する費用

実施主体

国(民間法人へ委託予定)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加(令和8年度:50%、令和11年度:90%以上)
都道府県ワンストップ窓口設置数の増加(令和8年度:10以上、令和11年度:全都道府県)

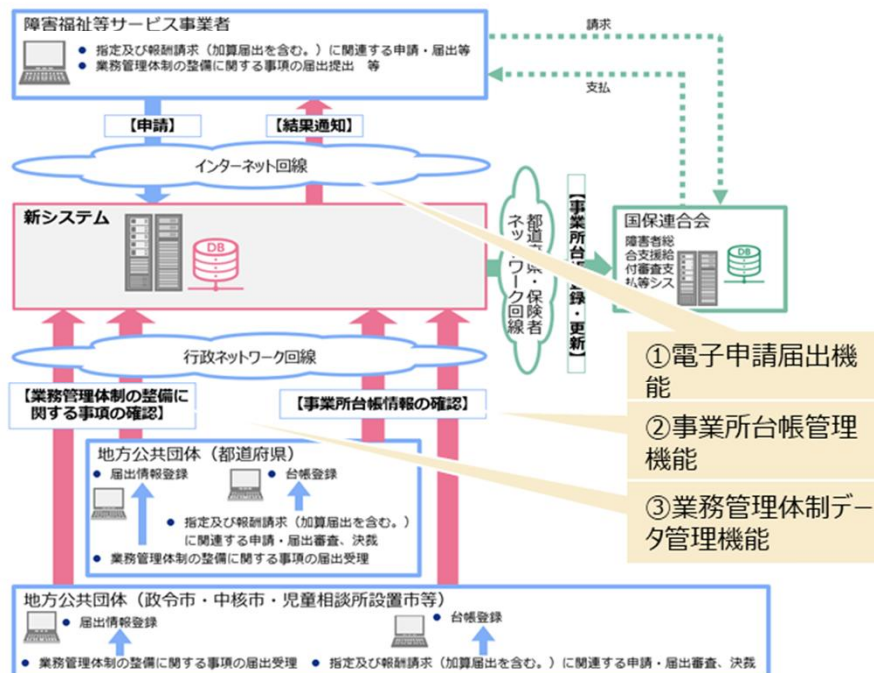
生産性向上関連事業 令和7年度補正予算

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化

概要

- 令和7年6月2日に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の同意を経て決定された「共通化推進方針」に基づき、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」(※)を開発・構築し、令和9年度中の運用開始を予定している。
※ 本システムは、障害福祉サービス等事業者の負担軽減及び公共サービスの効率化・利便性向上の観点から、①電子申請・届出機能、②事業所台帳管理機能、③業務管理体制データ管理機能の3機能を備える新システムである。
- 本システムの開発は搭載機能ごとに段階的に実施することとしており、令和8年度において、①電子申請・届出機能及び③業務管理体制データ管理機能の開発を行い、令和9年度においては、令和8年度に開発した機能に、②事業者台帳管理機能を追加する。

事業イメージ



必要性・効果

- ① 申請・更新・届出時の事業者側の手続き負担の軽減
- ② 受領時の行政機関側の事務負担の軽減
- ③ 関係機関への送付・台帳の管理

上記により、事業者の手続き負担に係るコスト削減及び行政機関の業務負担に係るコスト削減が見込まれるほか、手続きの一元化等により事業者側の利便性向上が見込まれる。

※ その他システム共通化による削減効果（初期導入費用・ランニングコスト・改修費用）も見込まれる。

スケジュール（予定）

- ・令和8年度第2四半期：システム構築開始（①及び③）
- ・令和8年度第4四半期：運用開始（①及び③）
- ・令和9年度第1四半期：システム改修（②追加のため）
- ・令和9年度第4四半期：運用開始

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）の概要（令和8年6月25日公布）

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士土法、平成19年士土法改正法】

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。

等

施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

福祉人材確保のための協議会、介護現場における生産性向上等の推進

現状・課題

- 介護の担い手となる生産年齢人口の減少が進む中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、**介護人材の確保は喫緊の課題**。介護テクノロジーの活用やタスクシフト／シェア、業務の協働化・大規模化等の推進を通じ、職員の業務負担の軽減を図り、業務の改善や効率化により創出した時間を直接的な介護ケアに充てるとともに、職員への投資を充実させ、介護サービスの質の向上につなげるため、**生産性向上の取組を一層推進していく必要がある**。
- これらの取組の推進にあたっては、**人材確保・定着や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等の取組に係る国及び都道府県の役割強化**(※)とともに、高齢化・人口減少の状況・人材供給量などについて地域差や地域固有の課題があることから、**地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための仕組みが必要**。
- ※ 令和5年改正では、都道府県の努力義務として生産性向上の取組が規定された。
- 加えて、介護分野だけでなく、福祉分野全体での人材確保・生産性向上を進めていくことも重要。

見直し内容

<人材確保・生産性向上等に係る協議会>

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する**福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とする**
 - ② 介護分野における**生産性向上等の取組の促進を図るための協議会の設置を都道府県の義務**(※)とする
- ※ 介護分野においては、令和8年1月10日時点で45都道府県に介護現場革新会議が設置済。

<国及び都道府県の責務等>

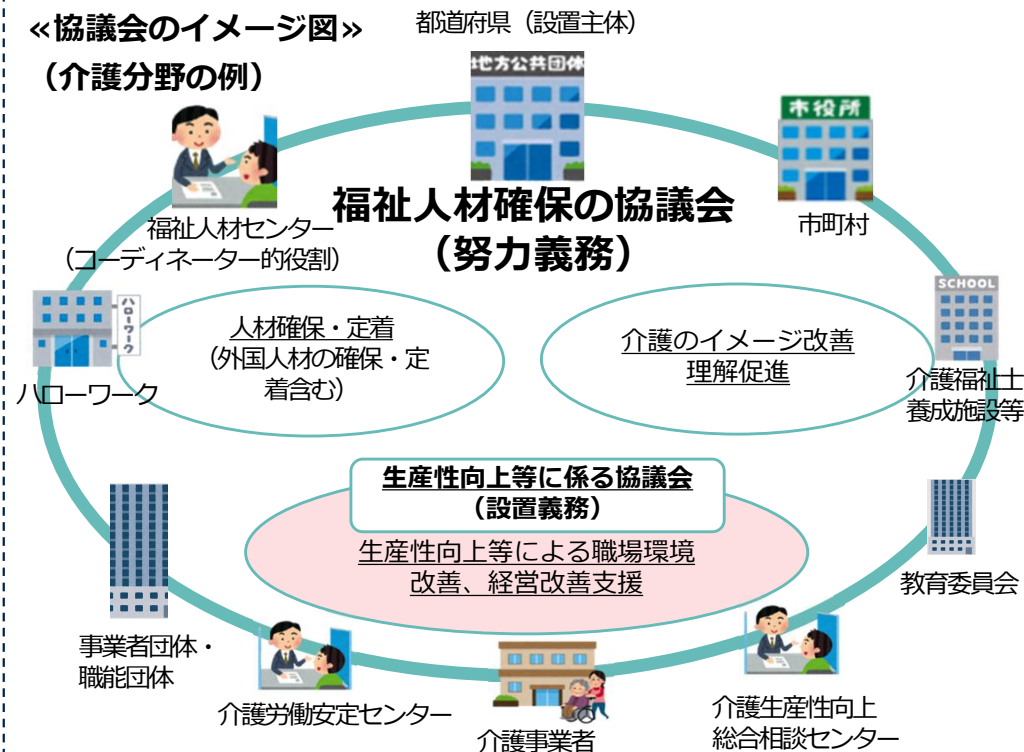
- ① 人材確保や生産性向上を通じた質の高い介護の確保及び経営基盤の確立を図るための取組の推進等を、**国及び都道府県の責務とする**
- ② **都道府県介護保険事業支援計画において、人材確保、生産性向上、経営基盤の確立に係る取組事項を必須記載事項とする**（再掲）

※ 障害福祉分野も同様の見直しを行う。

※ 上記の見直しの他、現行の離職等した介護福祉士等に係る届出制度について、地域における介護人材の実態把握や必要なキャリア支援を行うため、現任の介護福祉士等についても届出の努力義務を課す。

<協議会のイメージ図>

（介護分野の例）



「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
 - 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
 - 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示。
- 計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。

※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉分野における人材確保・生産性向上に関する検討会 検討事項

- ・本検討会においては、障害福祉分野における人材確保・生産性向上等の課題に対応した取組を促進するため、「障害福祉分野における生産性向上ガイドライン」の策定について重点的にご議論いただきたい。
- ・ガイドライン策定に必要な実証研究の検討に当たっては、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において進められている令和9年度障害福祉サービス等報酬改定の検討に資する調査分析を行うことを念頭にご議論いただきたい。

障害福祉分野における人材確保・生産性向上に関する検討会

【人材確保】

障害福祉分野の仕事の魅力に関する
戦略的な広報の実施

処遇改善加算の取得促進に向けた取組方針

【生産性向上】

「障害福祉分野における生産性向上ガイドライン」の策定

生産性向上の取組や成果等を評価する仕組みの検討

生産性向上に関する戦略的な広報の実施

都道府県支援体制の設置・運営に係る伴走支援

都道府県支援体制整備状況等調査

※赤枠以外の項目については、結果を本検討会で報告させていただく予定。

2.障害福祉現場における生産性向上に関する 今後の進め方

障害福祉現場における生産性向上に関する今後の進め方

- 以下の取組を中心に、生産性向上に関する検討を進めてはいかかがか。

1 障害福祉現場における生産性向上に係る実証の実施（20事業所程度）

2 創出された効果をふまえ「生産性向上ガイドライン」として取組内容を明文化

3 生産性向上の取組や成果等を評価する仕組みの検討

**4 「生産性向上ガイドライン」等の普及・展開による、
障害福祉現場における生産性向上の取組の推進**

「障害福祉分野における生産性向上ガイドライン（仮称）」イメージ

- 令和7年に策定された「障害福祉現場における生産性向上の基本的な考え方」を基に、介護保険分野の「介護サービス事業における生産性向上（業務改善）に資するガイドライン」も参考としつつ、障害福祉サービス事業における生産性向上ガイドラインを策定することで如何か。

共通編

ガイドライン構成案

- ・ 障害福祉現場における生産性向上の考え方
- ・ 障害福祉現場に共通する生産性向上に関する課題
- ・ 生産性向上に向けた改善活動の標準的なステップ
- ・ 改善活動の取組例



サービス 類型別

生産性向上の取組パターン別に、大きく①訪問系、相談支援系 ②施設入所系、居住支援系
③通所系 ④児童系 の4パターンを作成

その中で、類型別に応じた課題の設定・改善の取組をまとめる

- ア：記録、請求業務関連
- イ：スケジュール作成業務関連
- ウ：夜間見守り支援関連
- エ：情報連携関連
- オ：タスクシフト

3 .障害福祉分野における戦略的広報の実施

- これまで、障害福祉分野のしごとの魅力を広く伝えるため、福祉のしごとの内容や、実際に働いている人や利用者へのインタビュー、よくある質問などをまとめ、デジタルパンフレットと動画を作成

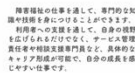
- ✓ 一般向け、学生・教職員向け
- ✓ 中高年向け、アクティブシニア向け

1 「ありがとう」
が生まれる

3 命の尊さが
学べる



2 自分の成長が 感じられる



3 命の尊さが学べる



5 安定した将来性がある仕事



4 社会貢献、地域貢献ができる



01 有限会社
パーソナル
アシスタント町田

中野 恵時様
介護福祉士・事務員



自己実現の大切さとチャレンジ精神

利用者の自己実現を支援する

学生時代の4年間、介護のアルバイトをしていました。そのとき利用者様の自己実現、理想の暮らしを支援する仕事にやりがいを感じ、卒業後もこの仕事を続けようと思いましたが、訪問による介護は利用者の自宅やケアまででのコミュニケーションや常勤業務も大変な仕事です。



もっと身近に感じてほしい

目標は、介護福祉の仕事をもっと身近に感じてもらうことです。友人に介護職だと言うのと「すごいね、大変だね」という言葉が必ず返ってきます。でも特別な仕事ではあっても、イメージで介護を避ける人も多くいます。もっと気軽にできる仕事なんだと知って頂きたいですね。



02 社会福祉法人
まうも会・清瀬療護園

高橋 恵梨子様
生活支援員



笑顔をうみだし、笑顔をつなげる

転職当時、笑顔に癒される

私は以前、接客業の仕事をしていました。もともと人が好きで女性だったのですが、介護職の妹から仕事の話を聞き、自分も挑戦したいと思うようになりました。転職当時とは覚えることが多くて知恵熱が出るくらい大変でした。そのときは利用者様の笑顔に癒される、励まされたんです。



生涯の伴侶と笑顔をつなげる

実は、主人と出合ったのは今の職場なんです。今は仕事を辞めて帰省する子どもたちもが笑顔で駆け寄ってきてくれます。私はこの仕事を通して多くの人とつながり、学び、成長することが出来ました。素敵な仕事なので、転職や就職を考えている方はぜひチャレンジしてみてください。



- ✓ 就活生向け
- ✓ 中高年向け



感謝と笑顔につながる

感謝や笑顔につながり



社会に貢献できる



多様な生き方が学べ



人と関われる、人の役に立てる



自分の変化・成長を実感できる



将来性がある

すべての子どもたちに可能性がある！
 幼少部の今だからこそできる体験を、
 たくさん提供していきます。



● ドラマがきっかけで憧れた保育士
障害のある子どもたちを支えたい

過去に新米保育士のドラマを見たことがきっかけで、高校生のころから保育を志し目指していた夢がようやくかなった。そして子どもたちが大好きで、最も信頼される出版に携わる仕事をしたいという思いが、人生の次の自然と保育や福祉の方面へ向かっていった気持ちになった。そして専門学校で保育や介護を学ぶなか、重症心身障害児者施設の実習体験に入ることを思いやうに決めた。実習先の施設に就職しました。その後、知的障害者施設を経て、現在の勤務先である東京小児療育病院に転属して6年になります。障害福祉の仕事に携わってトータル18年になります。今日まで、利用者の子どものためにたくさんかかわるの楽しさを感じていています。

障害福祉分野における広報発信実施方針

- 本検討会で検討する方針を踏まえ、下記の通り、インターネットメディア（SNS を含む。）やマスメディアを活用した、戦略的な広報を実施予定。

しごとの魅力発信

想定ターゲット	ターゲット像	就業のモチベーション	課題
①学生・求職者	・ 大学生・専門学校生 ・ 第二新卒・異業種転職層	・ 福祉に関心があり社会貢献がしたい	・ 障害福祉分野の仕事内容が分からない ・ キャリア形成やスキル習得がどのようにできるかが分からない
②エグゼクティブ シニア	・ 定年前後～退職後 ・ 商社・メーカー・IT・金融層	・ 現役時代のスキルを活かして社会貢献がしたい ・ 現役時代とは異なるフィールドで自己実現がしたい	・ 障害福祉分野で自分のスキルをどのように活かせるかが分からない ・ 障害福祉分野で何ができるかが分からない

生産性向上

想定ターゲット	周知内容	求める効果等
障害福祉現場の 職員及び管理者 や経営者	・ 障害福祉分野における生産性向上の必要性及び意義	・ 人材不足が進行する中においても、利用者本位の質の高い支援を持続可能な形で提供するため、生産性向上の取組が重要であることを分かりやすく示す
	・ 生産性向上に資する具体的な取組事例等の紹介	・ ICT・ロボット技術の活用、業務の標準化・見える化、記録業務の効率化、職員の役割分担の見直し等、現場で実践可能な取組事例を紹介する
	・ 国が実施する各種支援策・関連制度の周知	・ 補助事業、相談支援体制、研修・好事例集等、生産性向上に資する国の施策について理解を促進する
	・ 行動変容の促進	・ 管理者・経営者層に対しては取組開始の意思決定を、現場職員に対しては業務改善への参画意識を喚起し、実際の取組につなげる

- 広報は、ターゲット毎の課題を踏まえ、それぞれに対する訴求力の高い媒体（WEBサイト・SNS・紙）を活用し、内容を検討。
- WEBサイト・SNSを用いた広報は、①認知（広報の存在の認知）②誘導（広告内容の確認）を中心に定量的な効果測定を実施予定。

參考資料

障害者部会における生産性向上に関する主なご意見

生産性向上について

- ・ 生産性向上の目的はケアや支援の充実、利用者のQOL向上であることを明確にすべき。
- ・ 間接業務の効率化により、直接支援により多くの時間を充てることが重要。
- ・ 生産性向上は単なるコスト削減ではなく、質の向上と人材不足への対応を両立する取組として位置付けるべき。
- ・ 現場への負担や費用対効果を踏まえつつ、好事例の横展開を進めるべき。
- ・ 事業所間連携や情報共有など、現場に実効性のある仕組みづくりが必要。
- ・ 人材確保・定着と生産性向上は一体的な課題であり、サービス提供体制の維持・強化の観点が必要。

生産性向上の表現について

- ・ 政府全体で用いられている政策用語であり、政策との整合性の観点から維持すべきとの意見もある。
- ・ 「障害者の生産性」ではなく、事業所運営やサービス提供体制の生産性を指していることを明確化すべき。
- ・ 「当事者視点に立った」ケアの充実のための生産性向上であることを明確にすべき。
- ・ 人を評価する概念としてではなく、質の高いサービスを持続的に提供するための取組として説明することが重要。

- 
- ・ 上記のご意見を踏まえ、「障害福祉現場における生産性向上の基本的な考え方」（令和7年度）において、障害福祉現場における生産性向上とは「**当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上**」であることを明確化し、その必要性や考え方等を整理。
 - ・ 「当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」に向けた指針として、「障害福祉分野における生産性向上ガイドライン」の策定を進める。

介護分野における生産性向上

1 生産性向上推進体制加算の新設

- 介護テクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する加算（令和6年度介護報酬改定で新設、短期入所系・居住系・多機能系・施設系サービス）
- 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）100単位/月 ※加算（Ⅱ）の要件に加え、複数テクノロジーの導入、取組による成果創出
- 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）10単位/月 ※テクノロジーを1つ以上、継続的な取組、年1回以上のデータ提供

2 人員配置基準の特例的な柔軟化

- 生産性向上の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が認められる特定施設において、看護・介護職員の配置人員を緩和し、3：1から3：0.9とする

3 見守り機器等を導入した場合の夜間の置ける人員配置基準の緩和

- 見守り機器等を全床導入し、インカム等のICTを使用している施設において、夜間の人員配置基準を緩和

4 夜勤職員配置加算の要件緩和

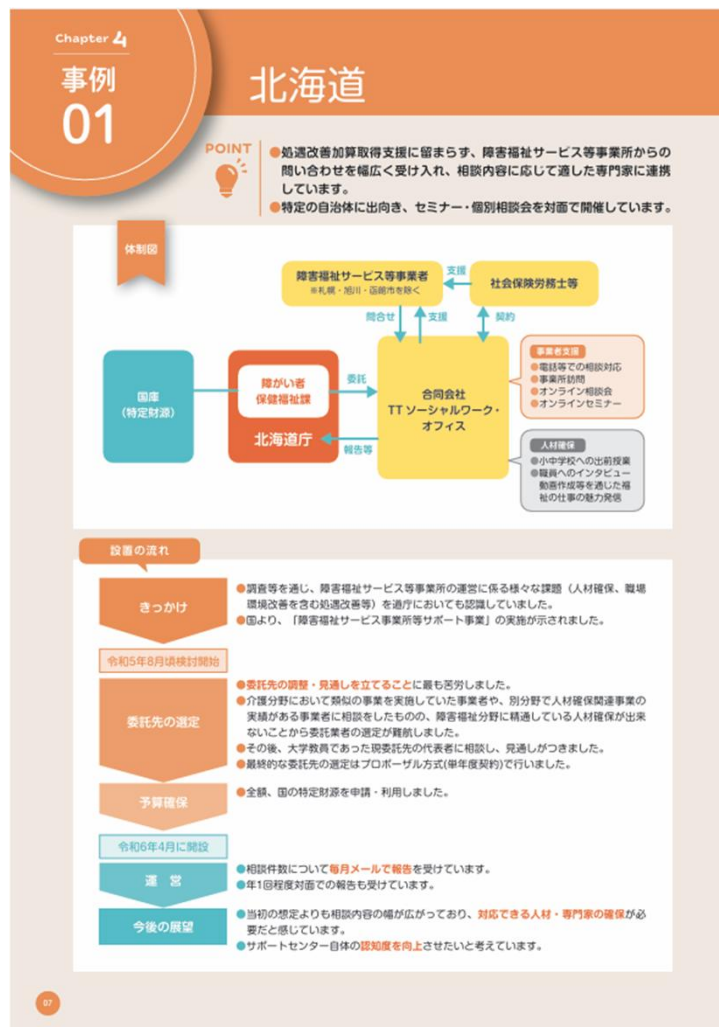
- 見守り機器等の導入すること等により、夜勤職員配置加算の人員配置要件を緩和

5 処遇改善加算における生産性向上の要件

- ①ケアプランデータ連携システムの利用、②生産性向上推進体制加算（Ⅰ）または（Ⅱ）の算定、③社会福祉連携推進法人のいずれかを満たす場合、処遇改善加算の令和8年度特例要件として上乗せを実施

サポートセンター支援

- 「障害福祉分野における都道府県サポートセンターの設置・運営事例集」を作成（以下、抜粋）



Chapter 4 | サポートセンターの設置・運営事例
case01 Hokkaido

提供支援メニュー

人 員 配 置	センター所属職員：4名（シフト制） 専門職（社会保険労務士、中小企業診断士等）：5名（年間契約）
提供支援メニュー	具体的な業務内容（最近の実績）
問 合 せ 受 付	専用フォーム・メール・電話等により相談を受け付けます。希望されることは保証していませんが、事業者が要望すれば札幌市に所在するセンターへの受託も可能です。問合せ内容次第で専門職が対応する個別相談会を実施するか検討し、必要と判断された場合は専門職に打診します。（月3～4件程度。令和6年度では、29件の相談対応をしました（9月以降）。）
個 別 相 談 会 (対 面・オ ン ラ イ ン)	センター職員も同席のもと、事業者からの相談に専門職が対応します。相談に際し、事業者には事前に必要な書類等を案内します。後述のセミナーに合わせて開催することもあります。
セミナー・講座の開催	事業者向けに経営に關わる重要なポイントをわかりやすく解説するイベントを開催します。（実例：北見市にて、「今後の制度改正と経営戦略講座」を開催し、同日午後には個別相談会を複数設置しました。）
オンデマンド講座の配信	処遇改善加算について、手続き・書類の作成方法や、制度について解説した動画をYouTube上で配信しています。（2026年2月現在、3本配信）

1 北海道障がい福祉サポートセンターチラシ

2 『今後の制度改正と経営戦略講座&相談会』

● 北海道障がい福祉サポートセンターのHP上のほかに、北海道庁のHP上にも掲載しています。

● オンラインセミナー「今後の制度改正と経営戦略講座&相談会」

北見市で開催したオンラインセミナーと個別相談会の広報チラシ。サポートセンターHP上で閲覧、申し込み可能。

※これらの広報物はサポートセンターが作成し、必要に応じて北海道庁に提供しています。

感じている課題と現状での対応方針

- 開設当初は処遇改善加算の取得に関する相談を主たるテーマとして想定していましたが、実際に運営を開始すると、施設運営・労務管理や経営相談のほか、新規開設・参入を検討している事業者からの相談もあり、相談内容が多様化しています。当初、介護分野での事例を参考に社会保険労務士を中心に専門家を手配したものの、社会保険労務士は対応の難しい相談を受けられる場合があります。一方、職員の教育に係る相談件数は非常に少なく、課題に気が付いていないのではないかと考えています。
- ▶▶▶ 相談・支援内容について、専門職間で共有し、情報を蓄積しています。また、個別相談に対応する専門家に對し、年当初に相談会と研修会を開催することで、一定程度の共通認識・理解を担保しています。今後も専門家の船場会等を続けたいと考えています。

参考情報 北海道障がい福祉サポートセンター <https://www.ttsw.org/>